

令和2年4月9日

緊急事態宣言の発出を受けた本会の新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について
(第3報)

日本非破壊検査協会
会長 阪上隆英

平素は当協会の諸活動にご協力をいただき誠にありがとうございます。

4月7日政府は、新型コロナウイルスの感染が広がっている東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7都府県を対象に、緊急事態を宣言しました。都市部を中心に感染者数の増加が続き、特に感染源が分からない患者が増加している状況において、集会・イベントの開催を避けることが、引き続き要請されております。

当協会では緊急事態宣言の発出に至った新型コロナウイルス感染拡大の深刻化を重く受け止め、今後の協会運営ならびに行事開催を以下のように決定させていただくことにしました。関係の皆様には、ご不便をおかけすることになりますが、ご理解ご協力をお願い申し上げます。なお、詳細については、当協会ホームページでご確認ください。

1. 学術活動： 6月4日までに開催を予定していた、すべての学術部門講演会・シンポジウム・委員会を、延期または中止します。総合シンポジウムは中止します。
2. 講習会： 5月15日までに開催予定であった講習会は、すべて中止します。5月16日以降に開催予定の講習会については、感染防止、感染拡大防止の観点から出来得る限りの対策をした上で、現時点では実施する方向で準備しています。しかしながら、緊急事態宣言発出期間や地域の変更、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、中止する講習会を追加する可能性があります。
3. 認証： 緊急事態宣言が発出されている期間に予定されている試験等の認証関係行事はありませんが、5月7日以降に予定されている試験等に関しては、感染防止、感染拡大防止の観点から出来得る限りの対策をした上で、現時点では実施する方向で準備しています。しかしながら、緊急事態宣言発出期間や地域の変更、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、受験者、試験従事者の安全を考慮して、延期の判断をする可能性があります。
4. 事務局機能： 緊急事態宣言の発出により、可能な限り人の往来を避けることを目的に事務局職員には一部在宅勤務を指示しており、これによって事務局業務の一部中断、遅延が発生することがあります。各種お問い合わせやテキスト・試験片頒布に対して、直ちに対応できないこと、試験及び認証関係の通知等の発送や機関誌の発刊に遅延が発生することが考えられますが、ご理解・ご了承をお願い申し上げます。

今後の当協会の諸活動については、緊急事態宣言の発出状況や政府・専門家会議の提言をはじめとする種々の状況に基づき判断いたしたく存じます。よろしく願い申し上げます。